地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

約1,000億円



- 観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、<u>地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化</u>について、 自治体・DMO等による**観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援**。
- 観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、<u>予算額1,000億円を確保</u>するほか、 宿泊施設改修について、補助上限を1億円とするとともに経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3 に引き上げるといった措置を講じる。

参考:令和2年度3次補正で措置された「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の予算額は550億円、補助上限は2,000万円、補助率は1/2

※ 計画に参加する事業者において従業員の賃上げに取り組む地域を優先的に採択

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン(地域計画)の作成に向け、

- ・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、地域の取組を国が支援(専門家派遣等の実施)
- ② 地域計画に基づく事業支援

地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援

宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する宿泊施設の大規模改修支援

補助上限1億円(補助率原則1/2(※))

※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の 条件を満たしたものについては補助率2/3



観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する 廃屋の撤去支援







観光施設改修

土産物店や飲食店等の 改修支援





公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設へのカフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円(補助率1/2)

※民間への運営委託等、民間活力導入が条件

